

新型コロナウイルス感染症 給付金等の緊急支援事業のお知らせ

ひとり親世帯臨時特別給付金

☎子ども総務課☎724・2143

所得の低いひとり親世帯等の方を対象に、子育ての負担の増加や収入の減少等を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

【給付内容】

○基本給付

1回に限り、1世帯5万円(第2子以降は1人につき3万円追加)

○追加給付

1回に限り、1世帯5万円

※追加給付は、対象者(下表参照)のうち①②の方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方が対象(生活保護受給者を除く)

対 象	申請方法		
	基本給付	追加給付	申し込み先
①2020年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ※児童扶養手当支給口座へ支給します。	申請不要 (給付を希望しない方は届出が必要)	申請が必要	申請書(児童扶養手当を受給している方またはひとり親世帯で児童育成手当を受給している方は子ども総務課から送付、同手当を受給していないが左記条件に当てはまる方はまちだ子育てサイトでダウンロード)に必要事項を記入し、必要書類を添えて、2021年2月26日まで(必着)に郵送で子ども総務課(〒194-8520、森野2-2-22)へ。
②公的年金等を受給しており、2020年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方(既に児童扶養手当受給者として認定を受けている方だけでなく、申請事由発生時に申請していれば、2020年6月分の児童扶養手当の支給が公的年金等の受給により全額または一部停止されたと推測される方を含む)	申請が必要		
③2002年4月2日以降に生まれた(一定の障がいがある場合は20歳の誕生日の前月までの)児童を監護養育しているひとり親世帯等で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	申請が必要	対象外	

中小企業者家賃補助金(第2弾)

☎町田市中小企業者家賃補助担当(産業政策課内)☎724・1136

新型コロナウイルス感染症に対する警戒・対策が必要な状況が続いています。今後も資金繰りへの圧迫が続くことが懸念される市内事業者の事業継続を支援するため、中小企業者家賃補助第2弾として対象期間や補助金額を拡充します。

【拡充ポイント】

①対象条件の売上高15%以上減少の対象期間を2020年1月～5月のうち、いずれか2か月から2020年1月～7月のうち、いずれか2か月に拡大

②補助対象経費(支払い済み家賃)の対象期間を、2か月分から4か月分に拡大

③補助金額上限を1事業所当たり80万円(1か月上限20万円)に拡大

○対象

次のすべての要件を満たす事業者 ①市内に事業所を有する中小企業者(本店所在地が市外でも可)②市内に事業用の建物を賃借し、生産や販売、サービス提供等を行っている③2020年1月～7月の売上高(いずれか2か月)が前年同月売上高と比較して、15%以上減少している④今後も事業継続の意向がある
※創業して間もない方など前年売上高との比較ができない場合は、緩和要件があります。

○補助対象経費

2020年1月～7月における1か月の支払い済み家賃の2分の1を、4か月分補助します(管理費・共益費含む。ただし、駐車場・倉庫は補助対象外です)。

○補助金額

家賃支払い済み額4か月分×補助率2分の1

1事業所当たり上限80万円(1か月上限20万円×4か月分)

※2020年7月21日以前に第1弾を申請した事業者には、市から個別に申請書類案内を送付します。既に交付した補助金と異なる月の家賃についての追加補助を申請することができます。

○申請方法

申請書類一式(町田市ホームページでダウンロード)をそろえ、9月30日まで(消印有効)に郵送で町田市中小企業者家賃補助担当(〒194-8520、森野2-2-22)へ。

※新型コロナウイルス感染防止の観点から申請は原則郵送ですが、事前予約による窓口での相談・申請も可能です。事前予約・相談は、町田市中小企業者家賃補助金担当にお問い合わせください。また、提出いただいた書類は返却できません。郵送は簡易書留等郵送物の追跡ができる方法をおすすめします。

※対象者の緩和要件や申請方法等の詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

申請期限は9月11日(金)までです 特別定額給付金の申請はお早めに

特別定額給付金の申請手続きはお済みですか。まだ申請がお済みでない方は、お早めに手続きをお願いします。

☎町田市特別定額給付金コールセンター☎724・2909(受付時間=月～金曜日、午前9時～午後6時)

新型コロナウイルス感染症に伴う給付金等の詳細は 町田市ホームページをご覧ください

市HP [新型コロナウイルス感染症 経済支援一覧](#) [検索](#)

納税等が困難な方はご相談ください

納税の支払い等お困りの方はご相談ください。猶予制度等があります。

市 税	納税課☎724・2122
都民税	八王子都税事務所☎042・644・1122
国民健康保険税	保険年金課☎724・2124
後期高齢者医療保険料	保険年金課☎724・2144
介護保険料	介護保険課☎724・4364

新型コロナウイルス感染症 感染予防にご協力ください

☎保健総務課☎724・4241

接触感染にご注意ください

新型コロナウイルスの感染経路として、飛沫感染のほか、接触感染に注意が必要です。人は1時間に平均23回、無意識に顔を触っているとされています。ウイルスは顔の粘膜(目・鼻・口)から感染するため、流水とハンドソープで手洗いをしウイルスを減らしましょう。

手洗いの4つのタイミング

- ①外出から帰った時
- ②咳やくしゃみ、鼻をかんだ時
- ③ご飯を食べる前と後
- ④病気の人のケアをした時



新型コロナウイルス感染防止と熱中症対策

再び新型コロナウイルス感染症が拡大しています。感染予防を継続し、自分も周囲の人も守りましょう。また、熱中症にも注意が必要です。

- 人との距離は2m以上空け、密閉・密集・密接を避ける
- 正しい手洗いと咳エチケット
- 毎日定時に検温等の健康チェックを行う
- テレワークや時差出勤等の新しい働き方を選択する
- マスクの着用時は激しい運動を避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を行う
- エアコンを使用している間もこまめに換気を行う
- 屋外で人と十分な距離(約2m)が確保できる場合は、マスクを外す

「新型コロナウイルス感染症にかかったかもしれない」と思った時は

受診前に必ず電話してください

かかりつけ医がいる	かかりつけ医がいない	
<p>かかりつけ医がいる方で不安に思う方、症状*のある方 ※風邪のような症状や高熱、強いだるさや息苦しさ</p> <p>かかりつけ医に電話相談してから受診 PCR検査が必要と判断</p>	<p>不安に思う方(微熱や軽い咳、感染したかもしれない)</p> <p>●町田市役所代表電話☎722・3111 ●新型コロナコールセンター☎0570・550571(ナビダイヤル、多言語による相談可) FAX03・5388・1396(聴覚障がいのある方等) ●厚生労働省電話相談窓口☎0120・565653</p> <p>専門的な助言が必要な場合</p>	<p>症状のある方(風邪のような症状や高熱、強いだるさや息苦しさ)</p> <p>●帰国者・接触者電話相談センター☎724・4238月～金曜日の午前9時～午後5時(祝休日を除く) ●都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター☎03・5320・4592 上記以外の曜日・時間帯</p> <p>市内の医療機関を受診し、PCR検査が必要と判断</p>
<p>地域外来・検査センター等でPCR検査</p>		